

# 県学警連だより No.130

緊急



熊本県学警連事務局  
熊本県教育庁  
学校安全・安心推進課  
熊本県警察本部  
生活安全企画課

## 児童ポルノの所持、要求、拡散事案が多発！！

熊本県内の複数の学校で、児童ポルノの画像(動画)を所持、要求、拡散等する事案が発生しています。

これらの行為は、18歳未満の少年であっても犯罪となり、警察に捕まります。

一旦、インターネットに流出した画像等は、全てを削除することはできず、被害者の心の傷ははかりしれません。

各学校におかれましては、情報モラル教室等により、子供たちにインターネットやSNSの危険性についてご指導されていると思いますが、再度、注意喚起をお願いします。

また、保護者に対しても、子供たちのスマートフォン等の適切な使い方、管理についての注意喚起を促してください。

※「児童ポルノ」とは、18歳未満の児童のわいせつな写真、動画やデータのことです。



中・高校生で多発していますが、非行の低年齢化により、今後、小学生の事案発生も危惧されます。小学校でも注意喚起をお願いします。

## このような行為は、少年であっても警察に捕まります。

あなたのスマホに児童ポルノの画像を保存していませんか？

✗ 「中学生だから捕まらないでしょ」  
「保存するだけなら捕まらないでしょ」

**児童ポルノ禁止法違反  
所持罪**

【罰則】

1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金

彼女などに裸の写真を送らせたことはありますか？

✗ 「彼女だし、他の人には見せないからいいでしょ」

**児童ポルノ禁止法違反  
製造罪**

【罰則】

3年以下の懲役または  
300万円以下の罰金

友達からもらった児童ポルノの画像を他の友達に送っていませんか？

✗ 「友達がほしがっているし1人だけなら大丈夫だろう」

**児童ポルノ禁止法違反  
提供罪**

【罰則】

3年以下の懲役または  
300万円以下の罰金

裸の画像を送ってもらうよう頼んだことはありますか？

✗ 「頼んだだけで実際に画像をもらってないから捕まらないでしょ」

**熊本県少年保護育成条例違反  
要求罪**

【罰則】

30万円以下の罰金



児童ポルノは、

『持っているだけ』『要求するだけ』

～ 学校でこのような事案を把握した際は、**でも犯罪です！！**

警察署若しくは肥後っ子サポートセンターに連絡してください ～



熊本県警察本部生活安全企画課 肥後っ子サポートセンター

※相談受付

平日 8:30-17:15

【肥後っ子テレホン】 電話 0120-02-4976(オ- ニックリ ヨカロ-) 携帯電話からは、096-384-4976

熊本県警察ホームページQRコード



SNS非行、被害防止啓発YouTube動画のQRコード

『ゆっぴーと学ぼう！！あんしんネットスクール』

